

令和2年度

東大和市地域福祉審議会会議録

第2回 地域福祉部会

令和2年10月28日

東大和市福祉部

○J委員 それでは、早速ですけれども、今の事務局からのお話もございましたので、議事に入りたいと思います。

第六次東大和市地域福祉計画の中間案について説明をお願いします。

○事務局（武村庶務係長） 福祉推進課の武村でございます。

それでは、事務局から説明のほうをさせていただきたいと思います。着座にて説明のほう、させていただければと思います。

今年度は計画改定の年度でありまして、第2回の地域福祉部会では、第六次地域福祉計画改定のための中間案を作成しましたので、こちらを議題として本日審議していただきたいと思います。

なお、細かい説明は、この後の事務局からの説明の後に委託事業者ぎょうせいから説明させていただきますが、その前に、今回の中間案策定の主な部分をまず事務局から説明をさせていただきたいと思います。また、今後の地域福祉計画策定までのスケジュールは、次第2のその他でご説明させていただければと思います。

まず、中間案の説明でございますが、こちらは、7月作成の骨子案に対して、関係課が行う取組項目を内容の中に入れております。こちらにつきましては、28ページ以降の第3章、理念と目標、続きまして、31ページ以降の第4章の基本計画の部分でございます。

次に、今回の第六次地域福祉計画では、法令上、努力義務であった成年後見制度利用促進基本計画を基本的に地域福祉計画内に包含するというので、こちらは、44ページ以降の第5章、成年後見制度の更なる事業利用促進の部分も内容を充実させておりまして、さらに55ページ以降の3、成年後見制度の利用を促進するための事業で、具体的な促進するための事業を記載しております。

なお、三士会から市に対しまして、こちら地域福祉計画内の成年後見制度に関する部分につきまして意見書の提出があったことから、その写しを皆様に配付し、情報提供をさせていただきます。

まず、三士会の説明でございますが、弁護士、司法書士、社会福祉士の方で構成された専門職の団体ございまして、社会福祉協議会を通じまして、日頃から市と成年後見制度に関する懇談会を行ってきたところでございます。地域福祉審議会委員の皆様にも、この意見書を参考配付するよう依頼されていたことから、情報提供という形で皆様に配布をさせていただくものでございます。

なお、今回の中間案につきましては、この意見書の内容を踏まえたものとなっております。

成年後見制度に関する説明は以上でございますが、地域福祉計画全体として、骨子案から大きく変更になったところとして1点ございますので、説明いたします。

28ページをお開きください。こちら、28ページの下のほうですね。こちらに基本理念ということで、骨子案の段階では、第六次地域福祉計画の基本理念を「人と地域がつ

ながら支え合う安心安全あたたかいまち」としておりましたが、中間案の時点では、「人と地域がつながり支え合うあたたかい地域共生のまち東大和」としております。

策定の理由としましては、本市の計画のテーマには地域共生というものがございまして、それは高齢者の方や障害者の方の計画においても共有してあるテーマでございますことから、理念に「地域共生」という言葉を入れていくべきであると考えたためでございます。

また、「あたたかい」は市の第三次の基本構想においても、市の保健福祉分野の理念にある言葉でございますので、安全安心の要素のあたたかい共生のまちでということで、イメージとしては包含できることから、理念として共有させていただきたいということで、このような案にさせていただいております。

まずは、事務局からのおおまかな説明は以上でございます。

次に、中間案策定の細かい部分を委託事業者株式会社ぎょうせいのほうから説明させていただきます。

〇ぎょうせい（V） いつもありがとうございます。ぎょうせいのVでございます。

中間案のほう、説明させていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。すみません、着座にて説明いたします。

では、最初に、すみませんが目次のほうをお目通しさせていただきたいと思っております。

こちらが全体像になっているところでございますが、今、事務局様から説明がありまして、7月の部会の骨子案から、主に第4章、第5章の中身が盛り込まれた状態というふうなところになっております。併せまして、7月の地域部会での皆様からのご意見、その後、8月の全体会委員の皆様からのご意見も踏まえながら、前段の1章、総論、2章、地域福祉をめぐる状況などにつきましても、補充、加筆などをした状態ということになっております。

それでは、前段の第3章まで先にご説明したいと思っておりますので、主に補充させていただいた部分を中心に説明させていただきたいと思っております。

では、総論の1ページ目のほうをお願いしたいと思います。

こちらでございますが、4段目、5段目のほうでございますけれども、第三次基本構想が新しく定められたというようなところが7月以降で変わってきたところでございまして、この中で地域の課題が多様化・複雑化しているということ、また、少子高齢化が進むというようなことや人口減少問題というようなことも第三次基本構想の中では触れられてきております。これに対応していくことが非常に課題の中でも重要になっているという旨を構想のほうでも示しているところでございますので、この旨を地域福祉計画のほうにも補充させていただいているところでございます。

続きまして、3ページ、4ページ目のほうをお願いしたいと思います。

3ページ、4ページでは、「地域共生社会」とはということで、前回も少し見ていただいたところでございますが、なかなか分かりにくいというようなご指摘もいただいたとこ

ろでございまして、この図と併せまして、説明を4ページ目のほうに補充させていただいているというようなところになっております。持続可能な地域社会において、地域福祉の推進が基盤として不可欠だというようなところ、様々な地域生活課題が多様化してきているというようなことの中で、その課題を我が事として丸ごと受け止めていこうというようなことの方向性を加筆させていただいているところになっております。もう少し分かりやすくというようなところもあるかと思いますが、まず、4ページ目のほうで補充をさせていただいたものになっております。

続きまして、7ページ目をお願いしたいと思います。

〇〇委員 ちょっといいですか。

そちらはよく分かっているけれども、何ページの何行目とかと言ってもらったほうが分かりやすいです、すみません。

〇ぎょうせい (V) はい。

今の4ページ目のところでございますが、こちらの補充したところは、第1段落目の「様々な」というようなところから、「地域共生社会の実現に必要な」というようなところが変更・補充させていただいた部分になっております。

では、7ページ目のほうをお願いしたいと思います。

こちらは5計画の概要ということで(2)とさせていただいておりますが、その前段でこの新しく示されました東大和市第三次基本構想の保健・福祉分野の基本目標・基本施策というような形でお示しをさせていただいておりますので、この枠の中全て、新しい内容に更新をさせていただいているところになっております。

そして、7ページ目の下段で、地域共生社会を目指すというようなところの地域福祉計画以外の福祉計画も併せて整合を取っていくというようなことも加筆させていただいているところでございます。

その具体的な各計画の基本理念や基本目標について、8ページ、9ページ目のほうにお示しをさせていただいております。

各部会で各計画のご検討もされているというようなところでございますが、現段階で部会を経て、今一番最新の状態で更新をさせていただいたものになっております。最初が地域福祉計画、今の段階ですと案になっておるところでございます。次が、高齢者の計画と介護保険の事業計画になります。そして、3つ目が8ページ目の下のほうでございますが、障害者総合プランの理念と基本目標になっております。

あと、9ページ目のほうでございますが、一番上が子ども・子育ての計画などになっております。子ども・子育て未来プランになっております。こちらは、前年度策定させていただいて、計画期間が始まっているというような状況でございます。

すみません、9ページの真ん中は、健康増進計画になっております。理念と基本目標が4つということでございます。そして、一番下、自殺対策計画、こちらも案でございませ

て、このたび新しく策定されるものになっておりますが、基本理念と基本方針が5つ示されているところをごさいます、このような計画とも整合・連動していくというようなどころになっております。

続きまして、13ページ目をお願いしたいと思います。

(3)番で、地域福祉を担う主な推進主体の役割ということをお示しさせていただいたところだったんですけれども、やっぱりもう少し具体的にしたほうがいいのではないかとこのように事務局のほうでも検討をさせていただいたところをごさいます、①の部分の2段落目、全般的になんてごさいます、文章を加筆・補充していただいているところになっております。

また、社会福祉協議会様の部分の②番につきましてでも、文章のほうを補充をさせていただいているところをごさいます。これは、主に後段の下から2行目ぐらいの真ん中ぐらいからなんです、「地域からの相談や課題の把握と課題解決に」というようなどころが、一緒にやっていくというようなどころと課題解決というようなどころが新たに補充をさせていただいたところになっております。

あと、③番の福祉関係の事業所・団体等に期待される役割というようなどころでも、福祉関係の事業所の皆様も地域にいる大事な主体となっているというようなどころもありますので、こちらも全体的に文章を補充させていただき、同じようなどころをごさいます、1段落目の中盤以降、各種地域課題等に気づいていただく、また、この解決に向けて協力・支援していただくというようなどころも役割として補充をさせていただいたところをごさいます。

続きまして、第2章のほうをごさいます。

地域福祉をめぐる状況ということで、15ページ目から27ページ目になっております。こちら新しく更新できる数字などは更新をさせていただいているところをごさいます、主に補充させていただいたところにつきましては、19ページの生活保護の受給の状況でございませとか、その次の20ページの生活困窮の方の相談件数の部分なども少し補充をさせていただいたところになっております。

そして、この前から見ていただいておりますアンケートの結果についてが21ページ目からになっております。

あと、補充させていただいたところをごさいます、2章の中では6番、27ページ目になります。主な自主活動組織の状況などについて、前回から、先ほども皆様にもご協力いただいて、車いすステーションや子ども食堂など、最新のデータも補充していただき、以前のデータも補充していただいたというようなどころになっております。

では、続きまして第3章のほうをお願いしたいと思います。

こちらが28ページ目からになっております。

先ほども事務局様から少し説明があったところでございますが、28ページ、2番、基本理念のところになっております。こちらの部会の皆様からのご意見などもいただき、このような考え方の下、「地域共生」という言葉とか、「あたたかい」というようなところを入れ込みながら、第六次の計画の理念ということで、案件ごとに入れてさせていただいておりますので、こちらを併せてご検討いただければと思います。

その理念を達成するための基本目標が29ページ目になっているところでございます。

こちらの(1)番、地域共生社会を目指す保健・福祉の総合的な推進というようなところで、今、保健・福祉という言葉も全体的に統一を図っていただいたところでございまして、この表記の仕方でも少しずつ補充させていただくというようなところ、また、「地域社会からの孤立や生活しづらさ等多様な課題の解決に向けて分野を横断し、連動して取組む施策を推進し、地域で共生できる福祉のまちづくりを推進します。」というようなところ、少し文言等も補充をさせていただいたところになっております。

では、30ページ目のほうを見ていただきたいと思います。

こちらが先ほど見ていただきました、2の基本理念が一番左、そして、今見ていただきました3の基本目標が真ん中の5つの目標、そして、取組の項目がそれぞれの目標に沿ってお示しさせていただいているところになっております。

骨子の段階から少し変わってきたところもありまして、取組内容が集まってきた中で、順番や取りまとめのものを骨子の段階から少し変更・更新させていただいたところがございます。

基本目標の1番、地域共生社会を目指す保健・福祉の総合的な推進というようなところが入ったところでございますが、骨子のときから見ていただいておりますように、地域福祉計画が上位計画ですし、先ほどの横断的な視点も重要になっている点なども含め、このような項目を入れさせていただいたところになっております。

また、基本目標の2番になりますけれども、包括的支援体制の推進という部分でございますが、(1)から(6)において、(1)の相談・支援体制の充実というようなところを、現行計画にもあったところもございまして、この包括的な支援体制の中で相談というものが非常に重要になってきているというようなところから、最初のほうにおまとめさせていただくような形で補充した形になっているところでございます。

では、少し中身のほうに進めさせていただきたいと思いますので、31ページ目からの第4章、お願いしたいと思います。

最初の目標の1番は、今期の第六次のほうで新しく入ってまいりました基本目標1番が31ページと32ページ目になっております。

先ほど体系のほうで見ていただいたとおりでございまして、保健・福祉分野の各計画の方向性を示す中身になっております。

基本目標1以外、それぞれの基本目標の中の項目についてもほかの計画と連動しているような形で、今回の計画は各計画で意識しながら、設定を決めていただいているところでございます。ほかの計画でも、地域福祉計画と連動するところは、その点を踏まえた示し方に配慮してつくっていただいているところになりますので、また、全体会の中でもそのような状況もご報告ができるのではないかと考えております。

では、目標の2番をお願いしたいと思います。こちらが33ページ目からになっております。33ページから37ページが目標の2番になります。

33ページ目のほうでございますが、基本目標2に関する現状、また、アンケートの結果、そして、方向性などを文章や図でお示しさせていただいております。これをお示しし、その次のページから具体的な取組内容が示されているというような形にさせていただいております。

基本目標の2、3、4、5につきましては、同じように現状ということでアンケートの結果など、反映をさせていただいている内容を入れさせていただいております。

では、取組内容のほうをご覧いただきたいと思っておりますので、34ページ目のほうをお願いしたいと思います。

(1)番でございます。相談・支援体制の内容といたしまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、この相談・支援というところの内容を最初のほうの選択ということで入れさせていただいております。関連する計画の相談・支援体制についても補充した内容が出てきております。そちらが⑨番であったり、障害のある方たちの相談のことであったり、高齢者のほうの相談などもこの中にも入っているというような状況になっております。市の様々な相談窓口で対応を充実していくというようなことも重要なところでございますし、このたびは、⑦番、重層的な体制、⑧番、包括的な視点からの相談・支援体制の補充について方向性を示してございまして、こちらが新しく盛り込んだ内容で、重要な取組内容ということで位置づけさせていただいております。

⑦でございますが、介護、障害、子どもの貧困など、相談者の特性や世代に関わらず、包括的な相談を受け止めるための重層的相談支援機関の構築を検討していくということ、また受けた相談に対して、福祉のいろいろな機関が協働して支援できるという体制を検討していきたいというふうなところが⑦番になっております。

⑧番につきましては、包括的支援体制を整備するものとして、保健・福祉分野の地域支援拠点であるいろいろな市の相談窓口というか、あるわけなんです、その中、それぞれでの連携を図り、課題の複合化や制度のはざまの問題を解決していきたいというようなことを新たに盛り込んでいただいたところになっております。

では、(2)番のほうをお願いしたいと思います。35ページになっております。

(2)番は上段でして、地域包括ケアシステムとコミュニティづくりの推進の項目になっております。やはり地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域のつながりやコミュ

ニティというようなところ、支え合う輪というようなところが重要であるというようなことを踏まえた内容ということで、この5つの項目を入れていただいているところになっております。

⑤番は新しく入った項目になるかと思いますが、精神障害にも対応した地域包括ケアというようなところも新たに考えていくというような項目が新たに追加になっているところでございます。

(3)番が下段になります。福祉情報ネットワークの構築になっております。

様々な情報が市民の皆さんに届くように、あと、情報を取りやすいというようなところもあるかと思いますが、様々な場面での施策というようなところも今回入れさせていただいている項目になっておりまして、前回よりは項目が1つ多くなっているところでございます。

では、36ページ目、(4)番と(5)番のほうの施策になっております。

上段は(4)番で、地域の見守り・支援ネットワークの構築になります。現行計画からの項目を継続するというようなことに加えまして、3番、防犯パトロールや安全安心情報送信サービス、また、スクールガード事業などについても、今回新たに拡充をさせていただいたものになっております。

そして、(5)番が下段でございます。権利擁護支援の推進になっております。こちらにつきましても、①番の「あんしん東大和」の内容というようなところ、②番では、成年後見制度の周知と利用促進についてというような項目を新しく盛り込んでいただいているところになっております。こちらの具体的な詳細というようなところが第5章につながっていくというような形になっております。

また、③から④、⑤とありますが、こちらは、高齢者、障害者の方の権利擁護支援などについても、この高齢介護課、障害福祉課の施策と連動させるような形で、この地域福祉のほうにも掲載させていただくというようなやり方になっております。

2番の6個目の目標になります。37ページ目のほうでは、生活困窮者への支援体制の推進という項目を入れさせていただいております。

第五次の現行計画から新設されている内容ではございますが、今回④番については、新しく補充をし、連携体制の構築を目指していくという項目を追加補充をさせていただいているところでございます。

こちらまでが目標の2番ということになっております。

では、目標の3番のほうは38ページ目からになっておりますので、こちらのほうを見させていただきたいと思いますが、38、39ページになっております。

こちらの基本目標3の下段のところにもアンケートでの自主組織などへの加入状況、また、参加していない理由なども課題ということで挙げさせていただいたところになっております。

また、自主活動の支援と現行計画ではなってきたところでございますが、住民参画という広い意味で、また、「参画」という言葉で捉えていくようなことに今回は示させていただいているところになっております。

(1) 番は自治会活動の支援でございます。こちらは継続的な取組もある内容になっております。

また、(2) 番、ボランティア等の活動の推進ということで、ボランティアさんやNPOの活動もこの中に入れさせていただいているところでございます。

また、④番で、障害のある人のためのボランティア活動についても追加をしていただいているところになっております。

続きまして、次のページが(3) 番、社会福祉協議会への支援と(4) 番、シルバー人材センターへの支援という項目になっております。こちら継続的な取組になっているところでございますが、(4) 番のシルバー人材センターへの支援という項目は、高齢者のほうの計画にも同じように整合を取って掲載させていただいております。生きがい対策や就労支援などという項目もこの中に入りますし、高齢の施策とも連動してやっていくというふうなところになってまいります。

続きまして、基本目標4番、福祉の環境づくりの推進のほうをお願いしたいと思います。40ページと41ページ目になります。

(1) 番が福祉教育の推進という項目になっております。現行第五次の計画は5項目になっておりましたが、8項目に補充をさせていただいております。⑤番と⑦番、⑧番というようなところで、高齢や障害の計画とも連動した部分を補充をさせていただいております。高齢の計画でも障害の計画でもなんでもございますが、やはり福祉人材を確保していくというようなところ、共生社会の中での実現に向けても非常に大事なところですし、今期課題にもなっているところがございますので、このような補充というように必要になってきたのではないかと思います。

また、現行計画に加えまして、福祉人材の育成と福祉提供体制の確保というようなところで、41ページ目の(4) 番のほうにも関連してくるところでございますが、こちらの項目も整理させていただきまして、取組内容ということで進めさせていただいているところでございます。

では、5つ目の目標のほうに移らせていただきます。42ページ、そして43ページの上になっております。

基本目標の5番、福祉のまちづくりの推進でございます。

アンケートでは、今後の市の姿として、「高齢者が安心して暮らせる市」、また、「防災・防犯対策が充実して安心して住める市」など、安全・安心に関するご意見が多く見られたところがございます。

この中で、(1)、(2)、(3)と、これまでの事業を継続して推進していくというようなところと併せまして、(4)番に安全・安心を守る環境づくりという項目も入れていただいているところでございます。

そして、その中の⑤番、一番下になりますが、感染症予防、感染症拡大防止対策というようなことで、今のコロナ禍というようなところもありますが、こちらについての項目の対策も新規で追加をしていただいているところでございます。

また、(5)番、公共交通の連携と移送サービスの充実についてでございますが、こちらでもこれまでの施策に加え、④番、福祉サービス事業やガソリン助成事業などについても今回新しく補充・追加をしていただいたところでございます。

こちらまでが事業目標に沿った施策、そして取組内容の第4章になっているところでございました。

続きまして、第5章のほうをお願いしたいと思います。

44ページ目からなりまして、こちらが成年後見制度の更なる利用促進という部分になっております。

骨子案のときには方向性をご検討いただいたところでございましたが、このたびの中間案では具体的な内容を補充・拡充しているような状況になっております。

まず、この第5章の前提となるというような意味では、1番の成年後見制度の更なる利用促進をするにあたってという項目になっておりまして、その中で成年後見制度とはどんなものかというようなところなどをお示しさせていただいているところでございます。

前提として、成年後見制度の概要、策定に当たっての背景というようなところが45ページ目にお示しさせていただいているところでございます。

そして、(3)番は位置づけということでお示しをさせていただいております。成年後見制度利用促進基本計画に相当するというような項目もお示しをさせていただいているところでございます。

また、(4)番、成年後見制度推進機関ということで、社会福祉協議会のことをこの中に明記させていただいているところでございます。

併せて、次のページでは、その相談事業などについての実績をおまとめさせていただいているところでございます。

続いて、(5)番になりますが、46ページ目のほうでございます。こちらは、成年後見制度の全国的な動きといいますか、利用の状況や傾向をまとめさせていただいているところになります。利用状況とすると、少しずつ増えてきているというようなところがございますが、これからの高齢化の進行というようなところを考えると、この段階での体制づくりや連携づくりというものが非常に重要になってきているというようなところもお分りいただけるところではないかと思っておりますし、これからそういうような方向に進んでいく

というようにも想定されるところではないかと思えます。そちらが48ページ目までに現状等をまとめさせていただいております。

49ページ目からは(6)ということで、市の状況をおまとめさせていただいております。49ページ目から52ページ目まででございます。この中では、アンケートの結果などで把握した、成年後見制度の認知状況だったり、利用上の意向などについても、アンケートの結果を参考におまとめをさせていただいているところでございます。認知度、そして、次が利用したいかどうかを聞いて、利用したくない理由というようにも、「現段階では必要性をあまり感じていないから」というようなご意見も出てきておまして、市民の皆様のお考えというようにも把握させていただいているところではないかと思えます。そちらが52ページ目までになっております。

このアンケートなどの結果を踏まえ、53ページ目からになりますが、2番ということで現状から見られた課題ということをおまとめさせていただいております。

(1)番では、考え方といいますか、現状といいますか、問題提起をさせていただいているというようにも、周知や啓発が今後やっぱり必要ではないかというようにも、利用しにくくならないようにというようにもポイントとしてまとめていただいているところになっております。

そして、(2)番、現状から見られた課題・基本目標になりますが、基本目標につきましては、この前も少し見ていただいたかと思えますが、3つの基本目標ということで掲げいただいているところになっております。

基本目標の1番は、成年後見制度の利用支援体制の充実といったところを挙げさせていただいております。やはり成年後見制度の周知・啓発を強化していくというようなことがポイントになっているというようにも、目標の1番に挙げていただいているところでございます。新しい支援体制をつくって、維持していくためにも、先ほど情報提供のありました三士会さんとの意見交換なども継続して実施していくこともこの中でも盛り込んでいただいたところになっております。

53ページ目の下段が目標の2番になりまして、地域における権利擁護の担い手の支援という項目になっております。

そして、基本目標の3番については次のページになりますが、権利擁護にかかる地域連携ネットワークづくりという項目になっていただいております。このあたりをはっきりと明示しているというようにも今期の更新の中でも大きなところでないかと思えます。中核機関の設置を含め、地域連携ネットワークの整備を、方向性を示しているというようにもなっております。

そして、基本目標の2番、3番が具体的な内容となってくるところでございます。この55ページ目のほうの成年後見制度の利用を促進するための事業ということで、今見て

いただきました基本目標に併せ、取組内容をお示ししていただいているところになっております。

55ページ目のほうは目標の1番、成年後見制度利用支援体制の充実という項目になっております。こちらは6つの施策を入れさせていただいているところでございます。成年後見制度推進機関と連携しながら、制度の周知を図っていくというようなこと、また、三士会さんなどとの意見交換を随時やっていくというようなところ、それ以外につきましても、いろいろな施策をこの中にご提示させていただいているというような状況になっております。

56ページ目のほうをお願いしたいと思います。

基本目標2の地域における権利擁護の担い手支援になっております。こちらは事業といたしますと2つということで、法人後見の事業などについても、こちらの2番のほうに入れているところでございます。

そして、基本目標の3番、権利擁護にかかる地域連携ネットワークの事業になっておりまして、こちらも、中核機関の設置を含め、地域連携ネットワークの整備をお示ししているところでございます。

また、併せまして、59ページ目のほうを見たいと思います。

こちらは、今の目標の1、2、3に関係する高齢者、障害者の計画での関連施策について、事業ということで出させていただいているところでございます。主に地域福祉計画、そして高齢者の福祉計画、また、障害者総合プランなどとの連携を図りながら、この成年後見制度の利用促進に向けた事業ということでお示しされておりまして、それぞれお互いに施策や取組を共有させていただきながら、市全体での取組ということにつなげていくような形となっております。

ここまでが第5章になっておりまして、62ページ目は第6章ということで、計画を推進するためという項目を入れさせていただいております。

この後、資料編がつくような予定で、今後整理をしていくというような予定をさせていただいているところでございます。

少し長くなってしまいましたが申し訳ありませんが、中間案の説明については以上でございます。ご検討のほど、よろしく願いいたします。

○事務局（武村庶務係長） 株式会社ぎょうせいからの説明は以上となります。

次第1につきましては以上でございます。

○J委員 それでは、今ご説明いただきました、こちらにつきまして、皆さんからご意見、ご質問等伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○O委員 Oですが、全体こう見ると非常によくできているんですけども、一つぴんここないのは、地域共生社会をやるときに、要するにいろんな指導者もいたりするんですけども、その土台となる、その地域の人たちがどういうふうやっていくかという部分が

ちょっとなかなか読み取れないんで、もちろん市の職員とか、我々のうちのほうの職員とか、民協とかいるんだけど、やっぱりもうちょっと住民が入っていただく部分も何かあったほうがいいかな。それがちょっと土台としてどういうふうにやっていくかというのが、この文面だけではちょっとぴんとこないんですけども。この後のほうにまた詳しく出てくるかも分かんないです。

○J委員 はい、お願いします。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 今、O委員のほうから、共生社会のいわゆる何というんですか、そこに関わって、おのおの主体的に関わっていくのは職員、あとは社協さんの職員だとかってあったんですけども、やはり行政などでできることというのは限られていますので、当然地域住民の方という形だと思うんですね。

ただ、その地域住民という、何というんですかね、定義という中には、やはり今までそういう概念というのはなかったと思うんですけども、いわゆる民間事業者、会社の方であったりとか、当然自治会とか、民生委員、そういったのは当然なんですけれども、それプラス、やはりもう民間事業者のいわゆる社会的役割といいますか、そういったところもやっぱりいろいろな計画の中では想定、市の全体の計画の中でもそういうこともやっぱり言っていますので、確かに今おっしゃるとおり、分かりづらいというところということであれば、やはりそのところを明示していくというのは、何かどこかでキーワードとして入れていくこともあってもいいのかなんて、今ちょっとお話聞いていて思ったところです。

○O委員 もう一つ、自治会活動って、自治会の数字件数が下がっちゃっている。

○事務局（嶋田福祉推進課長） ええ、そうですね。

○O委員 そうなただけでも、自治会さんに、この場合はそういうこともお願いしていただくのであれば、やっぱりそういう部分ももうちょっと何か入れたり。難しいですけどもね。

○事務局（嶋田福祉推進課長） そうですね。おっしゃるとおり、自治会の組織といってるから、もう下る一方になっている。

○O委員 関連したいろいろな事業者とかね、というところにも協力いただくとかね。

○事務局（嶋田福祉推進課長） そうですね。ですから、そういったところで、何ていうんですかね、支えて支えられる側という概念だけではなくて、そういうところも含めて共生、民間事業者も巻き込めればというところのあれも何かあってもいいのかというふうに今、ご発言を聞いていて思ったところです。

以上です。

○J委員 はい、ありがとうございます。

○O委員 もう一ついいですか。

40ページの表の中の一番最後に⑧で障害のある人に対する差別解消と権利擁護に向けた職員研修って、これ、職員研修って市の職員の研修でしょうか。

○事務局（武村庶務係長） 基本的には職員の研修になります。

○O委員 職員って、いろんな人にやる。

○事務局（武村庶務係長） 障害福祉計画の中にもあるのを、そのままこちらにリンクしながら伝えられてというような形、基本的には内部の方の形です。

○事務局（嶋田福祉推進課長） そういうふうな形で、市の職員の知識であったり、考え方というのをきちっと広めた上で、またそれを市民の方に広げていこうというところのあれだと思うんですけども。確かにちょっと小さいかな。ちょっとここはもう一度、持ち帰りです。

○J委員 ほか、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○S委員 Sです。

ちょっと相前後しました59ページ以下の関連事業というのが3ページにわたり載っているんですが、どうも、これ、つくる途中で説明不足、あるいは記述不足だということかもしれません。何かその関係性がいま一つよく分からない。この成年後見制度の関連で、利用促進の関連で、関連事業の項目を4以下で持ってきましたというか、要するにほかの関連する高齢者福祉計画とか、そういったところに出てくる事業で関連するのがありますよということを持ってきているということですね、見るところ。

だから、その辺をそのまま持ってくると、4、関連事業とあって、その下に5、住まい・日常生活支援というようにありますけれども、という紹介をしているんだ。だから、ナンバーとか、番号も、必ずしも1、2、3になるわけではないし、5があったり、第7節がぼっとできたり、60ページまで逆に目標を出てきたり、ということ。この辺は、それなりに整理をするということになるんですか。それとも、こういう事項がありますから、ここで紹介しておきますということなのかな。

ここの扱いが何かいま一つ、こういう事業があるというのは漠然とは分かりますけれどもね。

○事務局（武村庶務係長） 事務局のほうから。事務局の武村でございます。

まず、4の59ページ以降の4、関連事業でございますが、現在、同時並行でやっております福祉計画のうちの59ページにつきましては、高齢者福祉計画、60ページにつきましては障害者総合プランで、同じように成年後見の関係、こちら載せさせていただいておりますので、そちらのほうのものをご紹介しているという形で、このほうは抜き出しております。

その関係でちょっと番号等が、あくまでこれが高齢者福祉計画ですとか、障害者総合プランのほうの項目立てですとか、番号ですので、ちょっとここは大変見づらくなっているところは確かにあるところなんですけども、基本的には、そちらのほうをそのまま抜き出すような形でご紹介のほうをさせていただいております。

○S委員 抜き出して紹介されるのはいいんですけども、何かその辺の整合性がちょっと必要。今後されるんでしょうけれども、それぞれの計画が固まってくるに応じて、バランスの取れた紹介なり記述が必要になるのではないかと思います。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 注書きか何か入れるとかね。

要はそれぞれの計画に、関連事業としてこういうふうな事業をやっていますので掲載しますとか何か断り書きをした上で、何のと。ただ関連事業をぼんぼんと載せている。そのあたりもちょっと工夫が必要というご指摘で、よろしいですか。

○S委員 そうです。

○事務局（嶋田福祉推進課長） はい、よろしくをお願いします。

○J委員 今回の件は私もちょうと唐突だなというふうに印象としては思うので、関連事業の下に、今、武村さんが言ってくださったようなことをちょっと添えていただいて、関連する関係機関からの抜粋をここに載せていますよということが分かればいいんだと思いますが、ちょっとそこは丁寧に添えていただくだけで随分印象変わるんじゃないかなと思います。

○事務局（嶋田福祉推進課長） はい、ありがとうございます。じゃ、そのあたりは参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○J委員 お願いいたします。

引き続き、どうぞ。

○S委員 それから、30ページの施策の体系で、同じようなものが骨子案にもあって、骨子案と今回の案を比べてみると、大体こうなったんだということは分かるんですけども、例えば骨子案の段階では、総合福祉センターの機能的な運営の促進というのを、2の包括支援体制の推進のところに入れていたんですよ。だからこれは見るところ、どこか丸の項目ではなくて、その下の項目に移した（1）の相談支援体制の充実を持っていったと、独立した取組項目として入れるほどのこともないということだったというふうな理解でいいですね。

○事務局（武村庶務係長） 事務局の武村のほうから説明させていただきます。

今のS委員おっしゃったとおり、従前の第五次地域福祉計画では、総合福祉センターの施設整備及び効率的な運営というのは当然こちら挙げさせていただいておまして、まずは地域福祉計画のほうでこちらの事業のほうを主体的に取り組むということで、結果、この分をまとめさせていただいたところでございますが、このたび、平成28年度ですかね、こちら総合福祉センター開設に至った関係から、計画のほうでは、主に障害者の総合プランのほうにこちらの計画を持っていくということで、第五次中に、させていただいた案件がありますので、今回第六次からは、こちらのほうの総合福祉センターの施設整備及び効率的な運営は障害者総合プランのほうで書かせていただいているということになっております。なので、地域福祉計画の骨子案の段階では確かに載っていたんですが、精査させて

いただきまして、障害者総合プランのほうに主に総合福祉センターの施設整備及び効率的な運営は載せさせていただいているということで、連携のほうは図っているところでございます。

以上でございます。

○S委員 そうかもしれない、細かいことばかり。もう一個、3の地域活動への住民参画の促進は、骨子案では、3としてNPO活動の支援というのがあったんですが、これは、今回の案では2のボランティア等活動の推進で「等」を入れて、NPOもここに含めたと、そういうことですか。

○事務局（武村庶務係長） はい。

○S委員 はい、分かりました。

いいです、以上です。

○J委員 はい、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○H委員 Hと申します。2点ばかり質問です。

1つ教えていただきたいのが、20ページの、これは川田課長さんの関係かな、年間30億円台の資金計画でございますよね。これの参考でございますが、国と都と市の負担割合はどのくらいものになってございますか。

○事務局（川田生活福祉課長） 国のほうは4分の3となっておりまして、市が4分の1となっております。

○H委員 東京都は絡まないんですか。

○事務局（川田生活福祉課長） 東京都は基本的には絡まないんですが、住居不定者といえますか、そういった関係には一部補助はございます。

○H委員 全体的には4分の3と4分の1。国と市ということですね。

○事務局（川田生活福祉課長） はい。

○H委員 はい、ありがとうございました。

もう1点なんですけれども、ぎょうせいさん、34ページのところであります。

8050問題でございますね、その80と50の間に黒点を入れていただいたほうが見やすいかなと思います。

○ぎょうせい（V） はい、ありがとうございます。

○H委員 以上の点でございます。ありがとうございました。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 8050問題、こういう問題ですという説明というのは。

○ぎょうせい（V） そうですね、入れたほうがいいですね、今回。

○事務局（嶋田福祉推進課長） ちょっと今、H委員のご指摘ですみません、福祉推進課嶋田でございますが、その中に点を入れるということは、もちろん見やすくということなんですけど、いわゆる8050問題、当然皆さん福祉系の方でいらっしゃいますので、ああ、

そういうことだよねというのは分かるんですけども、当然これ一般市民の方も目にする大事な計画でございますので、ちょっとそのあたりの、こういうことなんだよということをちょっと一言どこかに、ちょっと長くはならないと思うんですけども、ちょっと書き加えさせていただくこと、今、すみません、思いつきなんですけど、ご質問いただいたので、そこはちょっと丁寧に説明したいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

〇〇委員 8020も。

〇事務局（嶋田福祉推進課長） それは歯の問題です。

〇J委員 はい、どうぞ。

〇S委員 すみません、基本的な話で、1ページの上から10行目ちょっとかな、「また、一つの世帯で」というところなんですけれども、「要介護の親と障害のある子どもがいるなど複合的な事例や」の後から「ホームレスや自殺対策など社会的孤立の対象になりやすい人」というのは人に限っていて、この自殺対策という文言はちょっと合わないんじゃないかな、自殺願望者とか何かと。ホームレスと自殺願望者をなかなか比べるのは難しくないかと思うんだよな。

〇事務局（嶋田福祉推進課長） この文言ですね。自殺対策というのはちょっと合わないですね。

〇S委員 合わないから、ちょっとここは検討したほうがいいんじゃないかな。

それからもう一つ、その下の次なんですけれども、「こうした中で、今後のわが国における福祉のあり方を考える際、公的な福祉サービスの充実を図るとともに、地域における生活課題に対応する、新しい地域での支え合いを進めるため」という、これ国が言っているのは、「新しい支え合い」というふうに考え方をつくっているんだね。そのまま引用すればいいんじゃないのかな。

〇事務局（嶋田福祉推進課長） 考え方ってどこですか。

〇S委員 ただ、新しい支え合いが鍵括弧で。

〇事務局（嶋田福祉推進課長） 新しい地域での支え合い。

〇S委員 こうするだけで、そっちのほうがこのままいくんじゃないかなと思う。

それから、13ページか、(3)の下の①に「当市」と、これは当の市は要らないんじゃない、「当」は。うちの市だからね、これ、東大和市のことを言っているだけだから。

〇事務局（武村庶務係長） ここは当市ということで、ほかの計画。ちょうど市のほうの文書規程で、当市を使うということでほかの計画と合わせてはいるんですよ。文書規程で、市を表現する場合は東大和市もしくは当市というのがちょっとありまして、ここでちょっとほかの5計画等を含めまして、地域福祉計画全体でも、当市という形に表現はさせていただいております。

〇S委員 こっちで、さっき言った全国の中での当市はいいんだけど、東大和から言ったら当市は要らないんじゃないの。

○ぎょうせい (V) 項目なので、はい。

○S委員 文書規程が間違っているんじゃないか。

○ぎょうせい (V) 文章中は当市ではとか、当市はみたいな。

○J委員 そこは確認していただいております。

ほか、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○S委員 こうしたほうがいいとかそういう意見じゃなくて、さすがと思ったのは、実はこのコロナ騒ぎで、今回の計画は6年間だから、6年後にコロナが収まって、まるっきり世間の関心がなくなっている可能性もあるんですけど、コロナ問題は何らかの形でここに触れるべきじゃないかな。どういうふうになったらいいのかなと思っていたら、この市のまちづくりの推進で安全・安心の項目で5番に感染症予防云々という項目が入っていて、これを見て、さすがと思って関心しました。ということです。

○J委員 はい、ありがとうございます。

お褒めの言葉をいただきました。

○事務局 (嶋田福祉推進課長) どこにありますか。

○S委員 43ページ。(4)の⑤です。

○事務局 (嶋田福祉推進課長) ちょうど今、S委員から。私のほうからよろしいですかね、J委員。

あくまで今現在は新型コロナウイルスということで世間をにぎわせているわけですがけれども、この感染症予防と言いますのは、コロナに限った話ではなくて、当然、通常のインフルエンザ、また新型インフルエンザ、それからまた、これから未知の感染症というような形が出てくるやもしれないということで、ここ数十年の傾向を見ますと、まだまだそういった変遷というか、続くのかなというところも含めて、あえてコロナというふうに限定をせずに感染症予防と、これは本当これから必ず関わってくるかなというようなところでの文言というふうに捉えていただければ幸いです。

○J委員 この前のときの書面での皆さんからの意見聴取の中にもここは結構意見が入っていましたよね。なので、そこをうまく取り入れていただいたなと思います。

ほか、いかがでしょう。そろそろ時間が迫っております。

○事務局 (嶋田福祉推進課長) すみません、皆さんを焦らせているつもりはないので、全然発言していただいて結構でございますので。

○J委員 ほか、いかがでしょうか。

○O委員 是非、包括支援相談員とか、何かつくったほうがいいよな。

この先いくんだけど、活動もやっぱり東大和は1個でやるんじゃないかと、せっかく地域ごとに特徴が、調べてもらって、特色があるんだから、包括支援センターごとにやるとか、ちょっと何か工夫したほうがより効果があるんじゃないかと思うんですけども。そ

れは是非ひとつ。やってみなくちゃ分かんない、やってみれば、じゃ、何をやってどうなったかというあれができるじゃないですか。その後、じゃ、次にどうしようかという、そういう、地区を4つだかに分けて、やっぱりそういう中でいろいろ、指導者というか、そういう人が集まってやる、そういう場もちゃんとつくったほうがいいと思う。

いつもこの評価とかよく分かんない、評価。せっかくやったんだから、やっぱり評価はちゃんとする。だからどこまでできたかとか、要するに最初、どういうことまでやるかって、6年でどこまでやるかって、じゃなきゃ、3年でどこまでやるか、次の3年でどこまでやるかといって、そのごとにちゃんと、何ができて、何ができなかったか、何が問題かと、あると思うんだよね。それをやっぱり解決しながら、地域共生社会をつくっていく、そういう仕組みづくりをしたほうがいいと思う。必ずしも100%なかなか難しい部分があるんですよ。でもやってみて、いろんな問題点が出れば。

○J委員 そうですね、はい。

また課題も変わっていく部分もありますので、今回もコロナのように降って湧いたようなことというのも当然出てきますし、そういったことも取り入れながらということになりますかね。

ほか、いかがでしょうか、

○H委員 先ほどのすみません、自殺対策の○委員のお話なんですけれども、これ自殺願望か何かにされたほうがいいのかしら。対策の文言のところですね。自殺願望、ホームレスや自殺願望。

○O委員 ホームレスだって人を指しているでしょう。

自殺願望者と言ったほうがいいんじゃない。

○H委員 願望者。

○O委員 なかなか難しんだよ、ここは。

○J委員 全部を並列しようと思ってやるとちょっと無理があるので、ちょっと区切り方を変えていただだけでも違ってくるのかなと思いますので、ちょっともう一工夫していただけるとありがたい。

○ぎょうせい(V) はい、ありがとうございます。

○事務局(嶋田福祉推進課長) そこはちょっと工夫させていただきます。

○J委員 はい、お願いいたします。

○O委員 何しろ自殺対策は難しいよ。

○J委員 ほかはいかがでしょうか。

いろいろあると思いますけれども、ではここで一旦。

○O委員 また、何か気づいたら。

○J委員 そうですね。事務局のほうに入れていただくということで、是非。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 全体会等もまだございますし、ここでコンプリートということではありませんので。

○J委員 では、もしこれ以降、またありましたら事務局さんのほうに、適宜ご連絡いただくということをお願いいたします。

では、こちらの中間案につきまして、皆様のご意見を取り入れた形で、また修正、検討していただきまして、全体会のほうに事務局のほうからご提出いただきたいと思います。それまでの間、間に合う分に関しましては、今後も引き続きご意見を寄せていただくということで、よろしくをお願いいたします。

では、次の議題ということで、その他、事務局から何かございましたらお願いいたします。

○事務局（武村庶務係長） 事務局の武村からご説明させていただきます。

それでは、説明のほうでございますが、まず、令和2年度の地域福祉審議会のスケジュールについて連絡させていただきます。

1点目といたしまして、全地域福祉審議会委員にご出席をお願いしております全体会のお知らせでございます。11月17日火曜日に午後7時から次の1回目の全体会を行いますので、ご出席のほうよろしくをお願いいたします。

なお、2回目の全体会につきましては、年が明けました2月19日金曜日、午後7時からを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

2点目としまして、計画策定の進め方でございます。

まず、地域福祉計画については、今回の中間案を今部会で見ていただきましたが、同じように障害者部会、健康推進部会についても、第二次障害者総合プラン、第二次健康増進計画及び自殺対策計画の中間案を見ていただいております。

次の11月17日火曜日の全体会の場合には、地域福祉計画をはじめとしたこちら4計画の中間案を全地域福祉審議会委員会の方に見ていただく予定でございます。

なお、こちらの中間案を基に計画の素案を作成しまして、12月からはパブリックコメントや市民説明会を順次実施する予定でございます。詳細な今後のスケジュール表につきましては、次の全体会のお示ししたいと考えております。

次第の2については以上でございます。

○J委員 はい、ということでございますので、このような状況下にはありますけれども、来月11月17日に第1回目の全体会、年明けまして、2月に第2回ということで開催されますので、皆さんお忙しいと思いますけれども、ご参加のほうご協力をお願いいたします。

ここにつきましてはよろしいでしょうかね。

では、その他にご意見、ご質問なければ、予定を少し過ぎましたが、地域福祉部会終了といたします。

以上をもちまして、第2回部会を閉会といたします。
お疲れさまでございました。